

OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER



目次

【不正競争防止法等】

1 不正競争防止法等の 一部を改正する法律の概要

岡田 さなゑ

【スポーツ仲裁】

2 スポーツ仲裁の 費用とリーガルエイド

宮本 聡

【不正競争防止法、個人情報保護法、著作権法】

3 生成AIの業務利用(Part I) ～部署別ユースケースでみる法的留意点～

具嶋 光弘

【不正競争防止法、個人情報保護法、著作権法】

4 生成AIの業務利用(Part II) ～生成AIの利用に関する社内ルールの策定～

廣瀬 崇史

【サステナビリティ・ビジネスと人権】

5 ビジネスと人権に関する 国際的な動向と日本企業の対応

橋本 小智

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【不正競争防止法等】

不正競争防止法等の一部を改正する法律の概要

大江橋法律事務所 弁護士／
ニューヨーク州弁護士
岡田 さなゑ

▶ PROFILE

sanae.okada@ohebash.com

令和5年6月14日、不正競争防止法等の一部を改正する法律(令和5年法律第51号。以下「本法」といいます。)が公布されました。また、本法の各改正の施行日についても、同年11月24日に閣議決定されています(ただし、令和8年の施行を予定されているオンライン送達に関する改正については、具体的施行日は未定です。)。本法の内容は弊所の知的財産ニュースレター76号、79号及び82号においてもご紹介していますが、本法によって改正される内容は多岐にわたることから、その全貌をひととおり概観することも有用かと思われますので、以下ご紹介させていただきます。

※本稿における略称は以下の通りです。

商:商標法 不:不正競争防止法 意:意匠法 特:特許法
実:実用新案法 工:工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

第1 本法による改正の三本柱

本法による改正の内容及び施行日をすべて列挙すると以下のとおりであり、今回の改正の三本柱は、①デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、②コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、③国際的な事業展開に関する制度整備、となっています。

1. デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

(1) 登録可能な商標の拡充

- (i) コンセプト制度の導入(令和6年4月1日施行)
- (ii) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和(令和6年4月1日施行)

(2) 意匠登録における新規性喪失の例外の要件緩和 (令和6年1月1日施行)

(3) デジタル空間における模倣行為の禁止 (令和6年4月1日施行)

(4) 営業秘密・限定提出データの保護の強化

- (i) 限定提供データの定義の明確化(令和6年4月1日施行)
- (ii) 損害賠償額算定規定の拡充(令和6年4月1日施行)
- (iii) 使用等の推定規定の拡充(令和6年4月1日施行)
- (iv) 裁定手続における営業秘密を含む書類の閲覧制限(令和5年7月3日施行済)

2. コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

(1) 送達制度の見直し

- (i) 国際郵便引受停止に伴う公示送達(令和5年7月3日施行済)
- (ii) オンライン送達(施行日未定。令和8年を予定。)

(2) 書面手続のデジタル化等のための見直し

- (i) デジタル申請(令和6年1月1日施行)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(ii)e-Filingによる商標国際登録出願の手数料納付方法見直し(令和6年1月1日施行)

(iii)優先権証明書オンライン提出(令和6年1月1日施行)

(3)手数料減免制度の見直し(令和6年4月1日施行)

3. 国際的な事業展開に関する制度整備

(1)外国公務員賄賂に対する罰則の強化、拡充

(令和6年4月1日施行)

(2)国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化

(令和6年4月1日施行)

一方、事業者からは、先願の権利者から同意書を取れば類似商標等でも登録できるという、いわゆるコンセント制度の採用が昭和の時代から長年要望されていました。日本と韓国を除くほとんどの主要国ではコンセント制度が採用されているため、出願人は先願の権利者から全世界的な併存協定を取り付けようとする場合が多いところ、日本だけアサインバックという別対応になることによる不便性があったためです(なお、韓国においても、令和5年10月6日にコンセント制度を導入する法律改正が可決成立し、令和6年4月頃施行予定のようです)。また、消費者に受け入れられる文字列・ロゴの組み合わせは無限にあるわけではない一方、一度登録された商標権は、更新により永続的に独占可能な権利であるため、商標の資源が枯渇しているという問題もありました。

長年にわたる要望にもかかわらずコンセント制度導入が見送られてきた主な理由としては、①商標制度の趣旨(需要者の利益の保護)からすると、同一・類似商標の併存による出所混同のおそれを看過できないということと、②コンセント制度は「類似するが(当該具体的事情においては)混同しない」という考え方になるので、従前の最高裁判決で示されていた2つの考え方、すなわち、㊦「類似＝出所混同のおそれ有」という考え方と、㊧類比判断に際して考慮することのできる取引の実情は「一般的、恒常的」な事情に限るという考え方とは整合性がとれない、という2点にありました。

今回の改正では、上記①の懸念点に対しては、留保型コンセント制度(商標権者の同意があれば必ず登録できるわけではなく、商標権者の同意があったとしても、なお出所混同のおそれがあると判断される場合には登録できないとする制度)を採用し、また、登録後に出所混同のおそれが出てきた場合等には混同防止表示請求(商24条の4)、取消審判(商52条の2)の対象とすることで対応しています。

次に、上記②の懸念点に対しては、㊨商標権者と出願人との間で現在の使用状況等を将来にわたって変更しない旨

第2 各改正点の概要

■ デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

(1)登録可能な商標の拡充

(i)コンセント制度の導入(商4条4項、不19条1項3号)

商標法4条1項11号は、「先願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するものは、商標登録を受けることができない」と規定しています。この規定に基づいて審査官から拒絶理由通知を受け取った場合に商標登録をするための実務上の方策として、従前からアサインバックという方法がとられてきました。アサインバックとは、出願人を一時的に引用商標権者の名義にすることで、引用商標権者と新たに出願する出願人の名義を一致させて商標法4条1項11号の規定に基づく拒絶理由を解消し、登録査定後に、引用商標権者から元の出願人に再度名義変更を行う手続のことです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

の具体的合意が行われている場合には、一般的・恒常的な事情に準じたものとして考慮することも許されると解釈し、また、㉔これまで一般的・恒常的な事情とはみなされていなかったものを、今後は一般的・恒常的な事情に準じた事情として考慮することにより、「類似しているが実際には出所混同のおそれが生じない」といえる場合が生じるのであるから、前記最高裁の考え方には反しない、と説明されています。なお、㉑については、これを厳格に運用すると、現時点の使用状況では混同のおそれがなく、先願の権利者の同意を取得できたが、将来にわたってそれを変更しない旨の合意までは取り付けられなかった場合には、「なお混同のおそれがある」として、登録されない可能性があることになります。

一方、コンセンスト制度導入に伴い、同制度により併存するに至った同一・類似商標の使用は不正競争にあたらないことが不競法においても明記されました(不19条)。

(ii) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和(商4条1項8号)

商標法4条1項8号は、「他人の肖像又は氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)は登録できない」と定めています。

昔はこの規定はあまり厳格には適用されておらず、特にファッション業界において、ブランド名である創業者やデザイナー等の氏名を含む商標も登録されていました。しかしながら、近時の裁判例において本規定は厳格に解釈され、文言通り適用されています。その結果、従来は登録が認められていた、構成中に氏名を含む商標について、同一人による同一の氏名に係る商標の出願が拒絶されるという事態が生じていました。

今回の改正では、特にファッション業界において本規定の要件緩和の要望があること、また、氏名を用いるブランドの多くは中小企業であり、中小・スタートアップ企業のブランド保護の必要性があること、さらに、諸外国との国際的制度調和の

必要性があることから、一定の要件の下で他人の氏名を含む商標の登録を認めることになりました。

その一定の要件とは、他人の氏名が「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」であること(商4条1項8号)、及び、出願人側が当該他人の氏名と相当の関連性があることと、不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと(政令において規定予定)です。

(2) 意匠登録における新規性喪失の例外の要件緩和(意4条3項)

意匠登録を受けるためには、新規性等の要件を満たすことが必要であり、出願前に出願人が自ら公開している場合も新規性を喪失したとして拒絶理由となりますが、この例外として、一定の要件を満たす場合に「意匠の新規性喪失の例外」が認められています。具体的には、出願と同時に例外の適用を受ける旨の書面(例外適用書面)を提出し、出願から30日以内に自ら公開したことを証明する証明書(例外適用証明書)を、自己が公開した全ての意匠について網羅的に提出する必要があるのですが、これが特にスタートアップ・中小企業にとっては大きな負担となっていました。

このため、今回の改正では、最先の公開日に公開した意匠の証明書を提出すれば、その日以後の公開についての証明は不要とする旨の改正を行いました。

デザイン開発においては、一つのコンセプトから、形状、模様又は色彩に関する多数のバリエーションの意匠が同時期に創作されることが多く、また、意匠は、物品等の外観であることから、マーケティングや製品PRにおいて必然的に創作の内容を公開することとなるため、相互に類似する多くの意匠が出願前に公開されることも少なくありません。

また、近年では、複数のECサイトを利用した製品の販売や、複数のSNSを活用した製品PRが広く行われ、公開態様が多様

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

化・複雑化しています。さらに、中小企業等では、クラウドファンディングや、消費者との協働など、開発過程における公開の機会も増えています。そのため、近年は出願意匠に関係する全ての公開事実を管理・把握することが困難となってきたのです。

実際、特許庁が公開しているデータによれば、年間約30,000件の意匠登録出願において、令和3年に新規性欠如(意3条1項各号)の拒絶理由が通知(国際意匠登録出願に対する拒絶通報を除く)された2,621件のうち、約16.7%の437件が自己の1年以内の公開意匠(国内外の公報除く)により拒絶理由が通知されたものであり、さらにそのうちの約36.2%に当たる158件が、出願の際に例外適用書面及び例外適用証明書を提出していたにもかかわらず、証明が網羅的にできていなかったものだったということです。

(3) デジタル空間における模倣行為の禁止(不2条1項3号)

近年、デジタル空間(例メタバース)における経済取引(ファッションやプロダクトデザイン。バーチャル空間のアバターに着せるアバターウェア等)が活発化しており、従来フィジカルで行われてきた事業のデジタル化が加速しています。そのため、今回の改正では、デザイン保護の一翼を担う他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為の規律(不2条1項3号)について、デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、差止請求権等行使できるようになりました。

具体的には、法文上の「譲渡」等に「電気通信回線を通じて提供」が追加されました。なお、「商品」に無体物が含まれることについては、「商品」の定義を法律上定めることについて他に参考となる用例が見当たらず、他の規定にも影響を及ぼすため、法文は変えずに逐条解説等でカバーすることになっています。

(4) 営業秘密・限定提供データの保護の強化

(i) 限定提供データの定義の明確化(不2条7項)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

(ア) これまでの経緯—平成30年改正—

IoT、ビッグデータ、AI等の情報技術が進展する第四次産業革命を背景に、データは企業の競争力の源泉としての価値を増しています。しかしながら、利活用が期待されるデータは複製が容易であり、いったん不正取得されると一気に拡散して投資回収の機会を失ってしまうおそれがあり、データを安心して提供するために、これらの行為に対する法的措置の導入が必要でした。

そこで、不競法の平成30年改正において、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者等が取引等を通じて第三者に提供するデータを念頭に、「限定提供データ」(不2条7項)を定義し、「限定提供データ」に係る不正取得、使用、開示行為を不正競争として位置づけ(不2条1項11号～16号)、併せて、利用者側の萎縮効果も配慮して、「限定提供データ」に係る不正競争に関して適用除外とする行為も規定しました(不19条1項8号)。

なお、限定提供データの不正取得・使用・開示行為等の不正競争は、民事措置(差止請求、損害賠償請求)の対象ですが、まだ事例の蓄積も少ない中で、事業者に対して過度の萎縮効果を生じさせないよう、刑事罰の対象とはなっていません。

(イ) 今回の改正

平成30年改正時、秘密管理されているものは限定提供データの定義上対象外となっており、保護の間隙(要するに、公知の情報であるが秘密管理されている情報について、営業秘密としても限定提供データとしても保護されない。)が生じてしまっていたこと、また、両方の制度で情報の保護が図られるような管理が認められて然るべきとの意見があったことから、法文上、限定提供データは「秘密として管理されているものは除く」となっていたのを「営業秘密を除く」に改正しました。

(ii)損害賠償算定規定の拡充(不5条1項～4項)

今回の改正では、不競法上の損害額の推定規定(不5条1項～4項)が拡充されました。まず、損害額を「被害者の1個あたりの利益×侵害品の販売数量」と推定することで被害者の立証負担を軽減している5条1項について、その対象となる情報が従来は「技術上の秘密」に限定されていたところ、営業秘密全般に拡充しました(技術上ではなく営業上の秘密に該当するデータが化体した商品の具体例としては、たとえば消費動向データを使用した消費を予測するプログラムが挙げられます。)

また、従来は「物を譲渡」と規定されていた侵害行為の対象を「データや役務を提供」する場合にも拡充しました。これにより、たとえば、営業上の秘密である消費動向データに関するデータセットを顧客に提供する事業や、営業秘密である自動車の組み立て技術を使用した技術指導サービスが保護されます。

さらに、5条1項は、被害者の生産・販売能力を超過する分の損害額是否定しているところ、侵害のやり得を許さないため、被害者の生産能力等を超える損害分は侵害者に使用許諾(ライセンス)したとみなし、使用許諾料相当額として損害賠償額を増額できる規定を追加しました(令和元年特許法等改正になったものです)。

次に、5条3項に基づく使用許諾料相当額について、被害者はそもそも侵害者に許諾するかどうかの判断機会を奪われており、また、通常ライセンス契約においてライセンシーは、ライセンス料支払条件等様々な制約を受けているところ、侵害者は何ら制約なく侵害行為を行っていることから、これらの事情が使用料相当額の増額要因として考慮されるべきという判断に基づき(侵害プレミアム論ともいいます。)、5条4項に「営業上の利益を侵害された者が、当該行為の対価について、不正競争があったことを前提として当該不正競争をした者との間で合意をとしたならば、当該営業上の利益を侵

害された者が得ることとなるその対価を考慮することができる。」という文言が新設されました(これも令和元年特許法改正になったものです)。

(iii)使用等の推定規定の拡充(不5条の2)

被害者が侵害者に対して損害賠償請求等を行うためには、技術上の秘密が不正取得等されたことに加え、侵害者が当該秘密を使用していることを主張立証する必要がありますが、それは侵害者の工場内部で行われていることであって、実際にそのような立証をすることは困難です。そこで、不競法5条の2は、①生産方法等の技術上の秘密が不正に取得されたこと、②その生産方法を使用して生産できる製品を侵害者が生産していること、の2点を立証した場合は不正使用したものと推定することとしています。その対象は従来は不正取得型(不2条1項4号。たとえば窃取や詐取による場合)及び取得時悪意重過失の転得類型(不2条1項5号及び8号。たとえば不正行為が介在していたことを知って取得した場合)のみであったところ、今回の改正により、正当取得・信義則違反型(不2条1項7号。たとえば、元々営業秘密にアクセス権限がある元従業員等が許可なく持ち出した場合)及び取得時善意無重過失の転得類型(不2条1項6号・9号。たとえば、不正な経緯を知らずに取得したがその後経緯を知ったにもかかわらず消去しなかった場合)に対象が拡充されました。

(iv)裁定手続における営業秘密を含む書類の閲覧制限(特186条、実55条、意63条等)

裁定とは、次の①から③の場合に、第三者が特許権者等に対し通常実施権の許諾について協議を求めたにもかかわらず、協議が成立せず、又は協議をすることができないとき、経済産業大臣又は特許庁長官の裁定により、その特許発明等の通常実施権を設定しうる制度です。

①継続して3年以上日本国内において不実施の場合(特

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

83条・実21条)

②他人の特許発明等を利用するものであるとき(特92条、実22条、意33条)

③公共の利益のために特に必要な場合(特93条、実23条)

今回の改正で、裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に閲覧制限が可能になりました(特186条、実55条、意63条等)。

2 コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

(1) 送達制度の見直し

(i)国際郵便引受停止に伴う公示送達(特191条)

在外出願人の特許出願手続が一旦完了し、特許管理人がいなくなった場合は国際郵便での送達となります(特192条2項)が、コロナ禍による国際郵便の引受停止で手続が停滞したため、発送困難な状況が6カ月継続したときは公示送達の対象とする旨の規定が設けられました。

(ii)オンライン送達(工5条)

オンライン送達について、現在は相手の送達を受ける意思を確認した後に行い、相手方のファイルへの記録が完了したときに到達したものとみなされることになっています。今回の改正では、これを変更し、特許庁の専用サーバに書類データが格納されて出願人等が受取可能になってから10日以内に受け取らない場合、送達したものとみなすことになります。これについては特許庁側の新システムリリースなどの対応が必要となることから、施行は公布の日から3年以内(令和8年を予定)とされており、具体的な施行日は未定です。

(2) 書面手続のデジタル化等のための見直し

(i)デジタル申請(工8条)

これまでのXML形式又はSGML形式の申請に加え、PDF形式を受け付けることになりました。

(ii)e-Filingによる商標国際登録出願の手数料納付方法の見直し(商68条の2)

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録(e-Filingの場合)における手数料について、これまでは基本手数料等はスイスフランで国際事務局に納付し、本国官庁手数料は特許庁に日本円で納付する必要があったところ、今回の改正で本国官庁手数料も国際事務局に対しスイスフランで一括納付が可能となりました。

(iii)優先権証明書のオンライン提出(特43条、実10条、意10条の2、商10条)

パリ条約による優先権の期間内に提出する優先権証明書について、原本を書面により提出しなけりなかつたところ、今回の改正によりPDFのオンライン提出が可能になりました。

(3) 手数料減免制度の見直し(特195条の2)

特許法は、資力の乏しい中小企業等に対して審査請求料の減免制度を設けていますが(特195条の2)、大企業の平均的な出願件数(年60件)を上回る申請をした中小企業や、なかには1,000件を超える減免申請を行った者もいたため、一部件数制限を設けることになりました。ただし、制限を設けない対象を政令が定めることとなっており、高い新産業創出能力が期待されるスタートアップ、小規模事業者、福島特措法認定中小企業や、大学、研究機関等が対象外になる予定です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 国際的な事業展開に関する制度整備

(1) 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充(不21条)

今回の改正では、OECD外国公務員贈賄防止条約に基づく外国公務員贈賄罪について、①自然人・法人の法定刑(罰金・懲役)を引き上げ(自然人については5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科から、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金又はこれらの併科に引き上げ。)、②日本企業従業員の海外での贈賄行為を、従業員の国籍を問わず処罰可能とし、その結果外国人従業員が所属する日本企業も両罰規定により処罰できることを明確化しました。(不21条)

(2) 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化(不19条の2、19条の3)

日本国内で事業を行う企業の営業秘密が侵害された場合、刑事(懲役・罰金)では海外での侵害行為(自然人及び法人)も処罰可能です(＝国外犯処罰)。

一方、民事(差止・損害賠償)では日本国内の裁判所が民事訴訟法に基づく裁判管轄及び法の適用に関する通則法に基づく準拠法(「侵害の結果が発生した地」)を判断するので、これらが否定される可能性があります。

そこで、日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密に関する民事訴訟であれば、海外での侵害行為も日本の裁判所で日本の不競法に基づき提訴できる旨を明確化しました。ただし、「専ら海外事業にのみ用いられる営業秘密」の場合は従来と同様、民事訴訟法及び通則法に基づき裁判所が判断します。なお、この規定は競合管轄を定めるものであり、企業が望めば、海外での訴訟も可能です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【スポーツ仲裁】

スポーツ仲裁の 費用とリーガルエイド



大江橋法律事務所 パートナー 弁護士／
ニューヨーク州弁護士

宮本 聡

▶ PROFILE

so.miyamoto@ohehashi.com

第1 はじめに

「スポーツ仲裁」というと、2022年冬季北京五輪のカミラ・ワリエフ選手の出場停止処分を巡る紛争（CAS OG22/08-10）、2020年の英サッカー・プレミアリーグのマンチェスター・シティのUEFA主催競技大会への出場停止処分を巡る紛争（CAS2020/A/6785）など、著名選手・著名クラブの事例が想起されます。しかしながら、スポーツ界において、自己資金で仲裁費用（仲裁機関に支払う費用及び弁護士費用）を賄うことのできるアスリートは一部であり、そのような自己資金を持たないアスリートは少なくないと思われます。特に、後述のとおり国際スポーツ仲裁裁判所（CAS）の手続費用は、日本のスポーツ仲裁機関（JSAA）に比べて相当に高額であり、大多数のアスリート等にとってその敷居は極めて高いと言っても過言でないと思います^{注1}。

他方で、スポーツ仲裁は、仲裁に耐えられるだけの自己資金を持つアスリート等のためだけのものではなく、アスリート全般が利用可能な紛争解決手段であるべきです。そこで、スポーツ仲裁の利用に際しては、自己資金のないアスリート等による利用を可能とすべく、リーガルエイド（手続費用の支援制度）が用意されています。

本稿では、CAS及びJSAAの仲裁手続について、それぞれ、①具体的にどの程度の費用が掛かるのか、②どのようなリーガルエイドが用意されているのかについて、紹介いたします。

第2 CAS仲裁について

1 CASの概要

国際オリンピック委員会（IOC）によって設立され、現在はスポーツ仲裁国際理事会（ICAS）によって運営されている、国際スポーツ仲裁裁判所がCourt of Arbitration for Sport（CAS）であり、スイスのローザンヌに本部があります。CASの仲裁手続には①通常仲裁と②競技団体等による処分に対して不服（上訴）を申し立てる上訴仲裁とがあり、日本のスポーツ団体や選手が関与することが多いのは上訴仲裁です。

CASの仲裁手続も、仲裁である以上、利用に当たっては当事者双方の仲裁合意が必要となります。上訴仲裁手続の場合には、競技団体等による決定が通知された日から21日以内に申立てを行う必要があります（Code of Sports-related Arbitration R49）、さらにこの21日の期限から10日以内に申立人の主張をまとめたAppeal Brief、及び依拠する全ての証拠を提出する必要があります（同R51）。

注1 日本人アスリートによるCASへの仲裁申立事例としては、日本代表経験のあるプロサッカーの我那覇和樹選手の事例（CAS2008/A/1452）が挙げられますが、その我那覇選手ですらCASの仲裁手続費用の負担の重さゆえ、有志のサッカー関係者による募金活動などが行われ、我那覇選手の金銭的な負担軽減が図られました。また、我那覇選手の事例以外にも、日本人アスリートによるCASへの仲裁申立ての先駆けとなったシドニー五輪の競泳の代表選考を巡る千葉すず選手の事例（CAS2000/A/278）などがあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

2 仲裁費用

仲裁の申立人は、以下の費用を支払う必要があります^{注)2}。

(1) 事務費用

申立人による仲裁申立段階で1,000スイスフラン(2023年11月末日のレートで約17万円)の支払

(2) 裁判所運営費用

2,000から25,000スイスフランの間(請求の金額によって異なる)

金銭的な請求でない場合にはCASにて運営費用を定めます。

(3) 仲裁人報酬・費用

CASの事務局によって定められる仲裁人報酬(請求金額や稼働時間等を踏まえ決定されます)

仲裁人の交通費・宿泊費・食事代

(4) 弁護士費用

弁護士費用は基本的に各自負担。

各当事者の代理人の弁護士報酬は、弁護士がそれぞれ定めるものですが、一般論として、CASの手続は、通常、英語で行われること、仲裁申立てに関する時間的制約、仲裁申立てからAppeal Briefの提出まで負荷の高い専門的な業務となることから、国際的な商事仲裁と同程度の弁護士費用となることも想定されます。

3 リーガルエイド

(1) 必要性

上記2のとおりCAS仲裁では相当な費用負担が想定されるため、仲裁手続を利用可能な者がごく一部に限定されてしまう懸念

があります。CASは、一定の要件を満たす世界中のスポーツ関係団体・個人のスポーツ紛争を取り扱いますので、その処理能力には自ずと限界があり敷居が高くなるのはやむを得ない側面があります。もっとも、敷居が高すぎると、CAS仲裁が一部のアスリートのための制度になってしまい、CAS仲裁による解決に頼らざるを得ないものの資力のないアスリート等について救済の道を事実上閉ざすことにもなりかねません。そこで、CASは仲裁当事者に対してリーガルエイドを制度として提供しています。

(2) リーガルエイドの内容

リーガルエイドのガイドライン及び申請書はCASのウェブサイトでご覧いただけます^{注)3 注)4}。この申請書をCASに提出し、申請が認められると、上記2(1)から(3)の費用の全部又は一部が免除されます。また、代理人弁護士については、リーガルエイドの申請者はCASが要したリストの中からプロボノ弁護士(pro bono counsel)の利用を申請することができます。この申請が通れば、プロボノ弁護士を活用することで弁護士費用の負担なく弁護士を活用して仲裁手続を進めることができます(Legal Aid Guidelines Art.22, 23)。

このようにリーガルエイド申請者は資金負担なくCASの仲裁手続を利用できる可能性があります。しかしながら、翻訳費用や通訳人費用はリーガルエイドの対象となっていない点には留意が必要です。つまり、仲裁言語が英語である場合には、日本語の文書は英訳の必要がありますし、申立人が英語での審尋ではなく日本語での対応を希望する場合には通訳人を用意する必要があるところ、こうした費用は申立人で負担をせざるを得ないことが想定されます^{注)5}。

^{注)2} <https://www.tas-cas.org/en/arbitration/arbitration-costs.html>参照。

^{注)3} ICAS_Legal_Aid_Guidelines_EN_2023.pdf (tas-cas.org)

^{注)4} CAS_Legal_Aid_Application_Form_2020_BL.pdf (tas-cas.org)

^{注)5} 通訳人の費用はリーガルエイドの対象になりませんが、通訳人が審問期日のために海外等に渡航する場合の費用はリーガルエイドの対象になり得ます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

(3) リーガルエイドの要件・認容率

Legal Aid Guidelines Art.1では、総論的に、正義が要求される場合に十分な資産を持たない自然人についてCASの利用を促進し、また、その人々の権利を擁護するためにリーガルエイドの制度があるとされています。このことからすれば、少しの資産があったとしても、十分な資産があるとまでいえないければ、リーガルエイドの申請が認められる余地はあると考えられます。

やや古い統計です^{注)6}が、リーガルエイド申請の認容率は67%とするものがあり、それなりに高い認容率ではないかと考えられます。

なお、リーガルエイドの申請についてはCASとの関係では費用は掛かりません。

第3 JSAA仲裁について

■ JSAA仲裁の概要

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)は、日本オリンピック委員会(JOC)、日本体育協会(JSPO)、日本障がい者スポーツ協会(現・日本パラスポーツ協会)(JPSA)を母体として、2003年に設立されたスポーツ紛争専門の仲裁機関です。

CASの仲裁手続と同様、仲裁手続である以上、手続を利用するには当事者双方の仲裁合意が必要となります。

他方、CASの上訴仲裁手続との対比でいうと、JSAA仲裁は、①競技者等のみが申立可能であり競技団体には申立権が認められていないこと(JSAAスポーツ仲裁規則2条1項)、②原則として、競技団体等による決定を知ってから6か月以内に行う必要があること(同規則13条1項)が特徴的といえます。

手続の迅速性という意味では、主張立証が1回限りのCASと比べて、(緊急仲裁手続が取られる場合は別として)通常のJSAA仲裁手続では当事者間で複数回の書面のやり取りが行われることが多く、双方の主張立証が出揃うまでに時間を要することがあります。

■ 仲裁費用

JSAA仲裁の申立人が負担する必要がある費用は概要以下のとおりです^{注)7}。JSAAの仲裁費用は、CASに比べて大幅に低く、制度を利用する敷居は低く、アスリートが利用しやすい制度といえます。

(1) 申立料金

55,000円(消費税込)(スポーツ仲裁料金規程3条)

CAS仲裁手続と異なり、申立人は、手続費用及び仲裁人報酬について一切負担することを要しないことが規則において明記されています(JSAAスポーツ仲裁規則51条1項)。

この申立料金は申立段階では申立人負担ですが、仲裁判断において被申立人が負担すべきと判断されれば、返還を受けることができます。

(2) 弁護士費用

弁護士費用は基本的に各自負担となります。

代理人の報酬は、案件の性質を踏まえて、各弁護士が判断しますが、一般論として、JSAA仲裁の言語は日本語であり、CASの仲裁手続ほどの高い専門性は必ずしも求められず、経験のある日本の弁護士も相応にいますので、CAS仲裁手続との比較において弁護士費用の負担を抑えられるといえます。

^{注)6} Kluwer Arbitration「The Code of the Court of Arbitration for Sport: Commentary, Cases and Materials 105頁」。なお、申請が認められたとされる67%についてどこまで申請が認められたのか等の詳細は不明です。

^{注)7} <https://www.jsaa.jp/guide/sports/p03.html> 参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをとお受け頂ければと存じます。

2 リーガルエイド

(1) 必要性

CAS仲裁手続よりも負担が少ないとはいっても、豊富な自己資金を持つわけではないアスリート等にとってはJSAAの仲裁手続費用もそれなりの負担になり得ます。そこで、JSAAは、アスリート等による仲裁申立てを支援すべく、手続費用の支援制度を用意しています。

(2) 支援制度の内容

手続費用の支援の要請書はJSAAのウェブサイトで公表されており、要請は仲裁申立てを行った日から、仲裁手続終了後1週間を経過する日までの間にするものとされています(手続費用の支援に関する規則5条2項)。

この手続費用支援が認められると、1事案1当事者当たり30円(税別)を上限とする支援が受けられます(手続費用の支援に関する規則4条)。

上限30万円(税別)の支援で申立料金や弁護士費用のすべてを賄えるとは限りませんが、自己資金が十分でないアスリート等にとっては貴重な支援になり得ます。

(3) リーガルエイドの要件・認容率

JSAAの手続費用の支援に関する規則1条では、当事者の一方又は双方が代理人を置いていない等の理由により仲裁又は調停が公平に行われない虞がある場合又はそれぞれの手続が円滑に進行しない虞がある場合に仲裁手続等に必要な費用を支援する、とされており、同規則6条7項では要請者に対して資力に関する資料の提出を求めることができる、とされています。そのため、支援の可否を判断するに際しては、手続的な公正性や円滑性、要請者の資力が主な考慮になるものと考えられます。CASと同様、この手続費用支援の要請をすることについては費用は掛かりません。

なお、CASと異なり、JSAAの手続費用の申請の認容率を公表した資料は確認されていません。

第4 サッカー関連

1 サッカー関連の仲裁の特徴

サッカーは日本で最も人気があり競技人口の多いスポーツの1つといえますが、2003年のJSAA設立以降、公益財団法人日本サッカー協会(JFA)を当事者としたJSAA仲裁案件はなく、また、日本サッカー協会を当事者としたCASの仲裁案件もないと思われます^{注)8}。

JFAはJFAによって下された最終決定に対する不服申立てについては、当該決定の通知から21日以内にCASに提起されることを要する旨の規定を置いています(JFA基本規則10条1項)。かかる規定はJSAAへの仲裁申立てと両立し得るものですが、JFAはJSAAの仲裁申立てを受諾したことはありません。例えば、2014年11月にJFAを相手方とするスポーツ仲裁の申立てがJSAAになされましたが、JFAはこの仲裁の申立てを受諾せずに仲裁手続が終了しています^{注)9}。

JFAは協会内に理事会等から独立した司法機関を設け、懲罰の決定や懲罰に対する不服申立ての審議などを行っており、内部的な救済手段の充実を図っています。しかしながら、どんなにJFA内部の司法機関を整えてもJFAから完全に独立した第三者機関による紛争解決のニーズは一定程度あるものと思われます。

^{注) 8} 我那覇和樹選手の件はJリーグ(日本プロサッカーリーグ)を相手方としていました。

^{注) 9} JSAAウェブサイト

(<https://www.jsaa.jp/release/2014/1111.html>) (2023年11月30日最終閲覧)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

そこで、JFAの決定に対して、第三者機関の判断を求めたい競技者等はCASに仲裁申立てをするほかないわけですが、上記のとおり、自己資金が十分でないアスリート等にとってCASへの仲裁申立てには高いハードルがあります。

2 サッカー関連案件のリーガルエイド

FIFAは、2023年2月より、「FLAF」と呼ばれる、サッカー関連の仲裁案件に特化した、(CAS仲裁を進める十分な資産を有しない)全ての自然人及びFIFAのライセンスを受けた代理人^{注)10}が利用できるリーガルエイドの運用を開始しました^{注)11}。

このリーガルエイドはFIFAの資金拠出によって運営されます。リーガルエイドの内容は上記第2の³で述べたものと同様であり、リーガルエイドの申請者が資金負担なくCASの仲裁手続を利用できる可能性があります。

運用が始まって間もないため、FLAFのリーガルエイドの申請数や認容率は明らかではありませんが、従来のCASのリーガルエイドとは別にFIFAが資金拠出するリーガルエイドができたことで、CASのスポーツ仲裁がサッカー関係者の不服申立て手段として有効に活用されることが期待されます。

以上

注) 10 ごく例外的ですがFIFA加盟国のクラブチームが利用できる可能性もあります。

注) 11 FIFAウェブサイト
<https://www.fifa.com/legal/media-releases/cas-football-legal-aid-fund-launched-and-funded-by-fifa> (2023年11月30日最終閲覧)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

【不正競争防止法、 個人情報保護法、著作権法】

生成AIの業務利用(Part I) ～部署別ユースケースで みる法的留意点～



大江橋法律事務所 弁護士 /
ニューヨーク州弁護士
具嶋 光弘

▶ PROFILE

mitsuhiro.gujima@ohebashi.com

第1 はじめに

2022年11月のChatGPTの登場以来、生成AIが大きな注目を集めています。生成AIは、人工知能の一種で、利用者が「プロンプト」と呼ばれる指示を入力すると、文章、画像、音声、音楽などのコンテンツを作成します。(本記事では、文章生成AIについて取り上げるため、以下で生成AIという場合、文章生成AIのことを指します。)

官民ともに、生成AIを業務で利用する際のガイドラインの策定等、ルール作りの動きが活発です(「生成AIの業務利用(Part II)～生成AIの利用に関する社内ルールの策定～」を参照)。これは生成AIを活用することによる業務の効率化や質の向上などに対する期待感の現れといえますが、同時に、生成AIには利用上の留意点があることも意味しています。そこで、本記事では、生成AIを業務で利用する場合の部署別のユースケースと法的留意点を検討します。紙幅の都合上、営業部、製造開発部、人事部、情報システム部を取り上げ、それらの部署で典型的に想定される(需要がありうる)ユースケースを設定しました^{注)1}。もっとも、他部署のユースケースとして挙げられている例であっても、自部署で同じような生成AIの使い方をする場合には同様の法的留意点があると考えください。また、法務部の方にとっては、本記事に記載する全ての法的留意点が、業務に関連するものとして参考にさせていただけるのではないかと思います。

第2 部署別ユースケースと法的留意点

1 営業部

Case1: 営業担当者が、未公開の新製品の情報や未公開のマーケティング戦略に関する情報をプロンプト入力して、社内用の説明文書を作成した。

(1) 不正競争防止法の営業秘密

未公開の新製品の情報や未公開のマーケティング戦略に関する情報は、不正競争防止法(以下「不競法」といいます。)の営業秘密に該当する可能性があるところ、Case1では、それらをプロンプト入力する場合の不競法上の問題点を検討する必要があります。

不競法は、営業秘密に該当する情報が不正に開示等された場合の法的な救済手段を用意し、もって、営業秘密に一定の法的保護を与えています。不競法の「営業秘密」とは、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の3要件を満たすものをいいます(同法2条6項)。そして、不正の手段により「営業秘密」を取得する行為等は「不正競争」に該当し(同法2条1項4号等)、差止め(同法3条)や損害賠償請求(同法4条)の対象となります。

注)1 本記事は、各ユースケースにおいて問題となる法的留意点を述べるものであり、生成AIを業務利用する上で問題となる法的留意点を網羅的に述べるものではありません。また、法的留意点については未解決の論点が複数存在していることから、本記事執筆時点の議論状況を紹介するものです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

(2) 検討

営業秘密に該当する情報をプロンプト入力する場合、それによって、営業秘密の3要件のうち、①秘密管理性又は③非公知性の要件を欠くことにならないかが問題となります。営業秘密の要件を欠くと、それ以降、それらの情報は営業秘密ではなくなり、上記の不競法上の保護を受けられなくなります(それらの情報について不正に開示等が行われた場合には、民法の不法行為等、一般法に基づく法的手段を検討することになります。)。現時点において、生成AIに営業秘密をプロンプト入力した場合の非公知性、秘密管理性について確立した法解釈があるわけではありませんが、以下のような議論があります。

まず、プロンプトに入力する情報が生成AIの学習(性能改善)に用いられる場合には、非公知性も秘密管理性も失われると考えるのが一般的です。プロンプトに入力する情報が学習に利用されるとその結果が他の利用者への回答(生成物)に用いられる可能性があるところ、情報が公知になる可能性があり、秘密として管理されているとも言い難いためです。

さらに、学習に用いられない場合であっても、秘密管理性については、プロンプト入力した情報が生成AI提供事業者側に保存されるか、同事業者が保存した情報にアクセスするか(例えば、不正利用の監視を目的としたアクセス等があり得ます。)、同事業者が保存した情報について秘密保持義務を負っているのか等の事情を考慮して、秘密として管理されているといえるかを判断することになると考えられます。これらの事情は、生成AIサービスごとに異なるため、利用規約を確認する必要があります。

以上のとおり、Case1のように営業秘密をプロンプト入力すると、秘密管理性又は非公知性を欠くことになる可能性があります。法解釈が確立されているわけではない現状を踏まえると、営業秘密についてはプロンプト入力を認めないか、認めるとしても、入力した情報が学習に利用されず、保存もされず(よって、生成AI提供事業者が情報にアクセスすることはなく)、かつ、秘密保持義務が明記されている等、営業秘密該当性が失われる可能性が相

対的に少ない生成AIを利用する場合に限ることが望ましいと考えられます。

なお、営業秘密には該当しない程度の社内情報についてプロンプト入力を認めるか否かは、社内情報を生成AIに入力することによるメリット(業務効率化等)と情報漏洩リスクとの兼ね合いで判断することになると思われます。その際にも、生成AI提供事業者による学習利用の有無、保存の有無、アクセスの有無、秘密保持義務の有無を確認し、情報漏洩リスクを適切に評価することが重要です。

2 製造開発部(秘密情報の取扱い)

Case2: 製品の開発担当者が、製品の共同開発を行っている企業から秘密保持契約を締結の上で取得した技術データを、共同開発する製品の品質向上や改善のため、プロンプトに入力した。

(1) 秘密保持義務

Case2のように、秘密保持契約を締結の上で取得した情報をプロンプト入力する場合、それが同契約に定める秘密保持義務に違反しないかが問題となります。秘密保持義務の内容は、個別の契約ごとに異なりますが、一般的には、①秘密情報の定義を定めた上で、②秘密情報の第三者への開示を禁止し、③例外的に第三者への開示を認める要件を定めることが多くあります。③としては、情報受領者の委託先に情報受領者と同様の秘密保持義務を負わせた上で開示する場合を挙げる例がよく見受けられます。これらに加えて、④秘密情報の目的外利用を禁止する規定を置くことも一般的です。

(2) 検討

秘密情報の定義は、相手方から開示された情報を全て含む場合もあれば、秘密と表示して開示した情報に限る場合もあります。まずは、プロンプト入力しようとしている情報が、秘密保持契約上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

の秘密情報の定義に該当するかを確認する必要があります。

次に、プロンプト入力する行為が「開示」に該当するかを検討する必要があります。保守的に考えれば、秘密情報をプロンプト入力している（生成AI提供事業者に情報を送信している）時点で「開示」として解釈することになるでしょう。他方で、入力した情報が学習に利用されず、保存もされず（よって、生成AI提供事業者が情報にアクセスすることはなく）、かつ、秘密保持義務が明記されている等の事情があれば、「開示」に該当しないとの解釈が成り立つ場合もあると考えられます（この点は、Case1の秘密管理性の考慮要素と共通します。）。

また、プロンプト入力する行為が「開示」に該当すると解釈されとしても、生成AI提供事業者を委託先とみて、例外的に開示が認められる第三者の要件に該当しないかを検討することも必要です。例えば、生成AI提供事業者によって学習も保存もされないのであれば、単にプロンプトに対応して生成物を出力するという情報処理を委託しているに過ぎないものとみて、情報受領者の委託先に該当すると解釈が成り立つ可能性があります。この場合でも、多くの秘密保持契約では、委託先が情報受領者と同様の秘密保持義務を負うことが条件となっている場合が多いところ、生成AI提供事業者の秘密保持義務が契約書や利用規約に明記されているかも確認する必要があります。

さらに、秘密情報をプロンプト入力することが秘密保持契約の目的外利用に該当するかも検討する必要があります。入力した情報が生成AI提供事業者によって学習に利用される場合には、目的外利用に該当する可能性が高いと考えるのが一般的です。他方で、生成AI提供事業者による学習には利用されず、保存もされないのであれば、Case2のように、共同開発する製品の品質向上や改善のために秘密情報を利用することは目的の範囲内といえる可能性が高いと考えられます。

以上のとおり、Case2のように、秘密保持契約を締結の上で取得した情報をプロンプト入力する場合、同秘密保持契約の内容、及び、生成AIの利用規約の双方を確認して、秘密保持義務

に違反することにならないかを検討する必要があります。

3 人事部

Case3: 人事部の担当者が、採用活動に当たり、履歴書の記載事項その他採用試験の過程で得られた情報をプロンプト入力して、自社との相性を分析して採点させた。

(1) 個人情報保護法(利用目的に関する規制)

(i) 利用目的に関する規制の概要

Case3のように、個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法(以下、3「人事部」において「法」といいます。)の規制に留意する必要があります。個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならず(法17条)、その利用目的を通知又は公表しなければなりません(法21条)。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは禁止されています(法18条)。

一連の個人情報の取扱いの中で、本人が合理的に予測・想定できないような個人情報の取扱いを行う場合には、かかる取扱いを行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析(いわゆるプロファイリング)する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければなりません^{注)2}。

注)2 個人情報保護委員会、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」3-1-1、
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230401_guidelines01.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをとお受け頂ければと存じます。

(ii)検討

採用活動に当たって、求職者から提供される個人情報採否等の検討のために分析すること自体は当然であるものの、現時点では、Case3のように、生成AIを用いて相性の分析・採点(プロファイリング)を行う方法が、採用活動の一環として当然に行われるものとまではいえないでしょう。そのため、Case3の取扱いをする場合、同取扱いが合理的に予測・想定できる形で、利用目的を特定し、通知又は公表する必要があります。具体的には、同取扱いをプライバシーポリシーに明記する方法の他、プライバシーポリシーでは「採否の検討及び決定」等の一般的な記載に留めた上で、同取扱いを求職者に別途通知・公表することによって、同取扱いが合理的に予測・想定できる状態にする方法も考えられます。

(2)個人情報保護法(第三者提供に関する規制)

(i)第三者提供に関する規制の概要

個人情報取扱事業者は、個人データ^{注3}を第三者に提供する場合、本人の同意が必要であることが原則です(法27条1項)。ただし、それが個人データの取扱いの「委託」に伴う提供である場合、本人の同意は不要です(法27条5項)。Case3のように、履歴書の記載事項その他採用試験の過程で得られた情報をプロンプト入力する場合、個人データの第三者提供に該当するか否か、「委託」に該当するか否かが問題となります。

(ii)「提供」該当性(クラウド例外の検討)

個人情報を生成AIにプロンプト入力することについては、いわゆる「クラウド例外」として、第三者提供と解釈されない場合に該当するのではないかという議論があります。すなわち、個人情報取扱事業者が、クラウドサービスを利用する場合に、当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっているときには、当該個人情報取扱事業者は個

人データを提供したことにはならない(つまり、「本人の同意」を得る必要はない)とされています^{注4}。

利用する生成AIが、クラウド例外の上記要件を満たすか否かは、当該生成AI提供事業者の情報の取扱い次第です。個人情報保護委員会は、令和5年6月2日付け「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」において「あらかじめ本人の同意を得ることなく生成AIサービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある」としています。例えば、生成AI提供事業者が入力されたプロンプトを学習に利用する場合や、入力されたプロンプトに不正利用の監視目的でアクセスする場合には、「応答結果の出力以外の目的で」個人データを取り扱うものとして、クラウド例外の要件を満たさないのではないかと指摘があります。他方、個人情報保護委員会の上記コメントを反対解釈すれば、「応答結果の出力」のみが目的の場合には、第三者提供には該当しない(つまり、「本人の同意」を得る必要はない)と考える余地もあります。しかし、この点について、個人情報保護委員会は、現時点で明確な見解を示していません。したがって、現時点においては、生成AIに個人データをプロンプト入力することは、クラウド例外には該当しない可能性があることを念頭に、対応を検討する必要があります。

注3 「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいいます(法16条3項)。「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等をいいます(法16条1項)。Case3の「履歴書の記載事項その他採用試験の過程で得られた情報」は、コンピューターを用いて採用データベース等で管理することが多いと思われるので、本稿では、「個人情報データベース等」を構成する個人情報、すなわち、「個人データ」に該当するものと扱います。

注4 個人情報保護委員会、「『個人情報の保護に関する法律』についてのガイドライン」に関するQ&A」A7-53、https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2305_APP1_QA.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

(iii)「委託」該当性

個人データのプロンプト入力、「提供」に当たるとしても、「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を『委託』」する場合には本人の同意は不要となります(法27条5項1号)。個人データの取扱いを委託する場合、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うことが求められます(法25条)。委託の内容としては、委託先における個人データの取扱状況を把握することが必要であり、その手段として、取扱いを委託する個人データの内容や規模に応じて適切な方法(口頭による確認も含む。)を講じれば足りるとされています^{注)5}。

まず、生成AI提供事業者が入力されたプロンプトを委託元の利益とは無関係に学習に利用する場合(第三者に提供する生成AIサービスの質を向上するために利用する場合等)、委託元が提供する個人情報の「利用目的の達成に必要な範囲」を超えているため、法27条5項1号の「委託」には該当しないと考えられます。他方、上記のような学習に利用されない場合、利用する生成AIの利用規約等を確認の上、委託先による安全管理措置の監督(法25条)をできるのであれば、法27条5項1号の「委託」に該当すると判断できます。

なお、利用する生成AI提供事業者が「外国」(EU加盟国及び英国を除きます。)にある「第三者」(法28条1項、個人情報保護法施行規則16条に定める個人データの取扱いに関する措置等が取られている場合を除きます。)に該当する場合、当該第三者への個人データの提供は、本人の同意を得なければならない、法27条の規定は適用されません(すなわち、「委託」として、本人の同意が不要となる同条5項の適用もありません。)例えば、生成AI提供事業者がアメリカ法人で、そのサーバーもアメリカにある場合には、「外国」に該当するため、上記の「第三者」の定義から除外される要件を満たさない限り、本人の同意を得なければ、個人データをプロンプト入力すること

により提供することはできないことになります(「提供」該当性については上記と同様の議論が当てはまります。)

(iv)検討

Case3では、上記のとおり、「提供」該当性、「委託」該当性(もし、生成AI提供事業者がEU加盟国、英国以外の外国にある場合には、「第三者」(法28条1項)該当性)を検討し、個人情報をプロンプト入力するのに本人の同意が必要かを判断することになります。

これらの例外要件が認められない場合又はこれらの検討を省略したい場合には、原則に戻って、第三者提供を行うこと(外国にある生成AI提供事業者のサービスを使う場合には、外国にある第三者への提供を行うこと)につき、本人の同意を取得する必要があります。Case3の例のように、求職者の情報を生成AIに入力したいのであれば、応募の段階で第三者提供に同意してもらうようにする等、同意取得を採用活動のプロセスに組み込むことが考えられます^{注)6}。

注)5 個人情報保護委員会、「『個人情報の保護に関する法律』についてのガイドライン」に関するQ&A」A5-9、
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2305_APP1_QA.pdf

注)6 Case3との関係では問題になる可能性が低いため割愛しますが、生成AIの利用に当たっては、その他に、個人情報保護法の適正利用(法19条)、適正取得(法20条)に関する規制にも留意が必要です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

4 情報システム部

Case4: 社内システム開発に当たり、担当者が、自社が著作権等の権利を有するプログラムコードをプロンプト入力して、新しいプログラムコードを開発した。

(1) 第三者の著作権

Case4のように、生成AIを用いて新たなプログラムコードを生成する場合、当該プログラムコードが第三者のプログラムコードの著作権を侵害していないかを検討する必要があります。著作権侵害は、類似性(原著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できること)及び依拠性(他人の著作物に接し、それを自己の作品の中に用いること)の有無により判断されますが、生成AIを利用した場合に、どのように依拠性を判断すべきかについては以下の議論があります^{注)7}。

この点、プロンプトで他人の著作物を引用していたり、特徴に触れていたたりする場合には、依拠性が肯定されやすいとされています。他方、プロンプトで他人の著作物を引用したり、特徴に触れたりすることなく、かつ、利用した生成AIの学習データに含まれない著作物に類似する生成物が、偶然、生成された場合には、依拠性は否定されると考えられています。

最も議論があるのは、プロンプトで他人の著作物を引用したり、特徴に触れたりしているわけではないが、生成AIの学習データに含まれている著作物と類似の生成物が生成された場合です。例えば、生成AIがインターネット上で公開されている第三者が著作権を有するプログラムコードを学習しており、利用者が当該プログ

ラムコードの存在を知らずに、当該生成AIを用いて新たなプログラムコードを生成した結果、第三者が著作権を有するプログラムコードと類似するプログラムコードが出力されたような場合が考えられます。この場合については、依拠性肯定説、否定説両論あり、結論が出ていません。

したがって、依拠性の解釈によっては、利用者がプロンプトで他人の著作物に触れていない場合でも、著作権侵害が生じる可能性があることに留意が必要です^{注)8}。

(2) 生成物の著作物性

生成AIを用いて新たなプログラムコードを生成する場合、当該プログラムコードが「著作物」に該当するか否かも問題となります。著作物性が認められなければ、当該プログラムコードに著作権法上の保護は及ばないことになります。

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいい(著作権法2条1項1号)、プログラムも思想又は感情を創作的に表現したものであれば著作物に該当します(同法10条1項9号)。

この点、従来から、コンピューターを用いて創作活動を行う場合、人が思想感情を創作的に表現するための「道具」としてコンピューターを使用したものと認められれば、その著作物性は肯定されると考えられています。そして、「道具」として使用したと認められるためには、①思想感情をある結果物として表現しようとする「創作的意図」、及び②創作過程において、人が具体的な結果物を得るための「創作的寄与」が必要です^{注)9}。生成AIについても、この従来の考え方に沿って、上記①及び②を満たし、人が生成AIを

^{注)7} 類似性については、生成AIを利用したか否かによって判断が異なるものではないと考えられています。

^{注)8} なお、Case4は自社が権利を有するプログラムコードを入力する例ですが、第三者が著作権を有する著作物をプロンプトに入力する場合には、当該入力行為自体が著作権侵害にならないか、という論点もあります(「生成AIの業務利用(Part II)～生成AIの利用に関する社内ルールの策定～」第3の4

参照)。

^{注)9} 平成5年11月「文化庁著作権審議会第9小委員会(コンピュータ創作物関係)報告書」参照
https://www.cric.or.jp/db/report/h5_11_2/h5_11_2_main.html

「道具」として利用したといえる場合には、人による創作的な表現であるとして、著作物性が肯定されると考えられます^{注)10}。生成AIを利用した場合における「創作的意図」及び「創作的寄与」の判断に当たっては、プロンプト等の分量・内容、生成の試行回数、複数の生成物からの選択の有無、生成後の加筆・修正等の有無が考慮される可能性があります^{注)11}。

したがって、生成AIを用いてプログラムコードを作成する場合には、上記の考慮要素次第では、著作物性が認められず、著作権法上の保護が及ばない可能性があることに留意する必要があります。

(3) 検討

以上のとおり、Case4のように、生成AIを用いて新たなプログラムコードを生成する場合、生成物が第三者の著作権を侵害する可能性、生成物の著作物性が認められない可能性があります。前者については、生成されたプログラムコードを解析するツール等の利用により、一定程度リスクを低減することが考えられますが、利用する生成AIの学習データを全て知ることはできない以上、リスクをゼロにすることはできません。また、後者については、プロンプト等の分量・内容で独自性を出す、生成の試行回数を増やす、複数の生成物から選択する、生成後の加筆・修正等を行う等の創意工夫によって、著作物性が認められる可能性を高めることができますが、どこまですれば確実に著作物性が認められるという答えがあるものではありません。

これらの留意点を踏まえた上で、生成AIを用いる利便性を考慮して、どこまでの対応を行うかを判断することになります。例えば、生成したプログラムコードが第三者の著作権を侵害している場合

の損害賠償責任について考えてみると、Case4のように生成したプログラムコードを社内システムに利用する場合とシステム開発契約に基づいて社外に納品する場合とでは、後者の方が、相対的にリスクが大きく、より慎重な対応が必要と考えられます。また、生成物の著作物性についても、重要性の低い社内システムのプログラムコードであれば、著作物性が認められなくても特段問題はないと判断できる場合もあろうかと思います。

第3 おわりに

一口に生成AIの業務活用といっても、部署ごとにニーズは異なり、また、人ごとにリテラシーも様々であることが予想されます。生成AIを業務利用するに当たっては、社内ルールの策定、各部署のニーズの把握、ユースケースの提示・周知、社内からのフィードバックや今後の社会動向等を踏まえた社内ルールやユースケースの更新といったプロセスを組織の実状に照らして段階的に行うことが考えられます。そのプロセスを通じて、それぞれの組織に合った生成AIの活用方法が徐々に形になるものと思われます。そのためには、生成AIの質の向上、社会における受容度、新たな法規制、ガイドライン、裁判例等の今後の動向も注視する必要がありますが、本記事が現時点における検討の一助になれば幸いです。

以上

注)10 文化審議会著作権分科会法制度小委員会(第1回)(令和5年7月26日)の資料3参照

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_01/

注)11 同上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【不正競争防止法、 個人情報保護法、著作権法】

生成AIの業務利用(Part II) ～生成AIの利用に関する 社内ルールの策定～



大江橋法律事務所 パートナー 弁護士 /
カリフォルニア州弁護士
廣瀬 崇史

▶ PROFILE

takashi.hirose@ohebashiri.com

第1 はじめに

PartIで述べられているように、文章生成AI(以下、単に「生成AI」といいます。)には、法規制や生成AIの性質から生じる法的留意点があることから、生成AIの利用に起因する法的リスクの発生を抑制するために、業務において生成AIの利用を許す場合には、社内ガイドラインや内部規則(以下、単に「社内ルール」といいます。)を策定して運用することが望ましいと考えられます。

社内ルールの適用範囲については、生成AIの試験的な導入をし、特定の部署や人員にのみ生成AIの使用を許可するような場合には、当該特定の部署や人員への限定的な適用となりますが、一般的な傾向としては、全社的に適用することを想定するものが策定されていることが多いと思われます。また、PartIで述べられているように、法的留意点について、未解決の論点が複数存在していることから、社内ルールの内容としては、比較的保守的な内容を定めてスタートすることがしばしば見受けられます。

なお、生成AIのサービス自体や生成AIに関する法務も発展途上であることから、社内ルールを一旦定めた後も、社内の実際の利用状況、具体的な業務ニーズ、利用対象の生成AIの性質、費用、機能改善、新サービスの登場、裁判例や法改正の状況、実務運用の状況等を考慮する必要があります。そのため、社内ルールの運用開始後も、社内外における情報収集や社内のモニタリングを実施してゆき、利用対象の生成AIの範囲、用途、社内ルール等についての継続的な見直しも重要となります。

とはいえ、まずは、早期に社内ルールを策定することが重要であることから、本記事は、社内ルールの策定の初期段階に役立つ

と思われる策定手法や社内ルールの項目例について簡潔に紹介することで、実務の参考となるような情報を提供することを目的としております。

第2 社内ルール策定のプロセス及び方法等

■ 公表されているガイドライン等の情報収集

社内ルールの策定方法については、対象企業の性質、社内環境、ニーズ、情報収集の状況等に依拠していろいろな方法がありえ、一義的な正解はないと思われますが、例えば、まず、一般に公開されているガイドライン等を収集し、その内容を把握し、一定程度参考としながら、社内ルールを作成することが考えられます。

例えば、政府は「ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ(第2版)注1」を2023年9月15日に公表しています注2。これは、関係省庁が連携して生成AIに関する実態の把握に努め適切な措置を講じていく必要性から、同年5月8日に政府が関係省庁宛に周知した、省庁の生成AIの業務利用において要機密情報

注1

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c64badc7-6f43-406a-b6ed-63f91e0bc7cf/e2fe5e16/20230915_meeting_executive_outline_03.pdf

注2 なお、総務省は、2019年に、「AI利活用ガイドライン」を開示しており、記載項目が参考となる場合があります。

<https://www.soumu.go.jp/iicp/research/results/ai-network.html>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

を原則として扱わないことや、承認を得ない職員等による生成AIの利用を防止すること等を内容とする申合せの改訂版です。申合せという性質上、社内ルールとしてはそのままでは使えませんが、要機密情報の取扱いや、利用者の承認を必要とする取扱い等の考え方が参考になります。

また、複数の地方自治体が、生成AIの利用に関するガイドラインを策定し、公開をしています。例えば、2023年6月には、神戸市が「神戸市生成AIの利用ガイドライン^{注)3}」を、同年8月には、東京都デジタルサービス局が、東京都職員向けに、「文章生成AI利活用ガイドライン^{注)4}」を、同月に神奈川県も「神奈川県生成AIの利用ガイドライン^{注)5}」の第1版を策定し公開をしています。これらのガイドラインにおいては、ガイドラインの目的、生成AIの特徴、リスク、生成AIへのプロンプト入力時の注意事項、プロンプト入力後の生成物を利用する上での留意事項、その他の留意事項や活用事例等についての具体的な記載が見受けられ、一定程度参考となります^{注)6}。

さらに、民間の団体として、日本ディープラーニング協会が、2023年5月に、生成AIの活用を考える組織が社内ルールの導入ができるように、社内ルールのシンプルなひな形として「生成AIの利用ガイドライン第1版」を公開しており、同年10月には、これに改訂を加えた「生成AIの利用ガイドライン第1.1版」を公開しています。当該雛形にも、ガイドラインの目的、対象とする生成AIの説明、利用禁止用途、データ入力（プロンプト入力）の時の留意点、生成物の利用時における留意点等についての項目が記載されています。

これらのガイドライン等の項目、内容等を一定程度参考としつ

つ、自社で利用が想定されている特定の生成AIの特徴、利用目的、社内の状況やニーズ、他の情報管理に関する社内規程類等に照らして、自社にあった内容を模索してゆくことが考えられます。

なお、政府は、2023年9月に、事業者向けのAIガイドラインの骨子案^{注)7}を開示しており、当該ガイドラインの正式な内容が策定・公開される予定であることから、その内容についても留意が必要ですが、本記事の執筆時点では公開されていないことから、本記事には、その内容は反映されていないことにご留意ください。

■ 社内の状況やニーズ、利用対象の生成AIの特徴に合わせた社内ルール策定のための情報収集

社内ルールの策定においては、一般的な参考情報を考慮しつつ、利用する生成AIの特徴や自社の業務状況等に親和性のある内容とすることが重要です。自社にあった生成AIの利用決定やそれに関する社内ルールの内容を模索するため、次のような流れが、一例として考えられます^{注)8}。

まず、存在している生成AIの種類・サービス内容・機能、セキュリティレベル、利用者による入力データの学習への利用の有無、データ保存の状況、使用開始までの期間（開発期間の有無・開発費用の負担）、運用コスト、契約条項や利用規約の内容といった当該サービスの特徴やリスクに関する情報収集を広く行うことが重要です。

また、それと同時並行的に、社内における生成AI利用ニーズ等に関する調査を行うことが考えられます。PartIでも述べられているように、部署や業務内容^{注)9}によって、生成AIの利用場面・

^{注)3} <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/63928/seiseiaiguide.pdf>
^{注)4} https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/ict/pdf/ai_guideline.pdf
^{注)5} <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/102838/guideline-ai-kanagawa2.pdf>

^{注)6} 但し、私企業とは団体の性質・業務内容が異なることや、利用しているサービスの前提が異なり得ることを理解した上で、参考とすることが必要です。
^{注)7} https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/5kai/gaidorain.pdf
^{注)8} 企業の業態、性質、企業の情報把握の状況や業務環境等に応じて、一義的な正解はなく、バリエーションがあります。
^{注)9} 会社の業態によっても異なります。

方法・用途は異なり得ることから、生成AIを業務利用することが想定される部署、当該部署において想定される利用方法の例、当該利用方法にまつわるリスクを把握するための情報収集を行うことは重要です。その際、ニーズの状況を広く把握する観点から、本社の特定の部署に限定することなく、可能であれば、広く情報収集を行うことも望ましいと考えられます。また、社内の状況やニーズ等を具体的に把握するために質問内容・表現や情報収集の方法にも留意することが重要と考えられます^{注)10}。

このように収集された社内のニーズ等に関する情報や、存在している生成AIサービスの特徴・リスク・費用等を総合的に考慮しながら、どのような種類の生成AIサービスの使用を許可するか、個別の契約を認めるか自社でベンダーと一括契約をしたサービスの利用に限定するか、当該使用許可の内容や対象を部署や人ごとに検討するか一律の取扱いとするのか、具体的に許可される利用場面・方法・用途をどう確定するか(例、生成AIの利用を許す業務の種類、プロンプト入力制限の有無・内容、生成物の利用を社内利用に留めるか否か)等を検討します。

また、当該検討結果及び収集した前述の情報を考慮し、社内ルールの方針・骨子を作成してゆき、一定程度まとまった時点で、その内容について各部署から意見等を収集し、社内ルールをより具体的な内容に調整し、確定^{注)11}してゆくといった手順も考えられます。なお、前述のとおり、社内ルールについて、社内に一般的に適用されるものを策定しつつ、個別の部署の生成AIとの関わり合い方、例えば、機密情報を扱うことが多い部署、生成AIによるコンテンツ利用の頻度が高い部署、対外的な活動に用いる可能性がある部署等について、特別に適用されるルールを策定

することも考えられます。

加えて、社内ルールの確定後は、生成AIの利用に関する組織のスタンスや生成AIの特徴、リスクに関する情報とともに、社内ルールの周知、内容についての啓蒙^{注)12}活動を行うことも重要です。

なお、前述のとおり生成AIの利用には法的留意点(未解決のものを含む)が複数存在し、生成AI自体や生成AIに関する法務も発展途上であることから、社内ルールを一旦定めた後も、社内の実際の利用状況、具体的な業務ニーズ、利用対象の生成AIの性質、費用、機能改善、新サービスの登場、裁判例や法改正の状況、実務運用の状況等を考慮し、利用対象の生成AIの範囲、用途、社内ルール等についての継続的な見直しを行うことも重要と考えられます。

第3 社内ルールの一般的な項目

■ はじめに

以下では、現状の法的議論を前提として、社内ルールを策定する際に参考となる社内ルールの項目の代表的な例を紹介していきます^{注)13}。なお、本記事は、簡潔な情報提供を目的としており、かつ、前述のとおり生成AIの利用には法的留意点(未解決のものを含む)が複数存在し、生成AIに関する法務も発展途上であることから、完全・網羅的なリストとならないことについて、ご留意ください。

注)10 Yes Noで答えるような簡単なアンケートの配布回収に留めず、実態把握のため、部署ごとの聞き取り等を行うことも考えられます。また、上記で情報収集した生成AI自体の情報(特徴、リスク等)を踏まえ、質問表現を工夫することも考えられます。サービスの前提が異なり得ることを理解した上で、参考とすることが必要です。

注)11 なお、社内の権限規程といった社内規程の内容に応じて、適切な会議体、役職者による意思決定を経ることも必要となり得ます。

注)12 説明会等で具体的に説明をする、社内システムを通じて、ウェビナーを視聴してもらうことも考えられます。

注)13 なお、紹介する社内ルールの内容は、比較的保守的な策定例として見受けられるものを参考としたものです。会社の属する業界、生成AIを利用する部署や業務の性質、具体的ニーズ等に応じ、アレンジを検討することも重要と考えられます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

2 目的等

生成AIに関する社内ルールにおいては、会社の方針、社内ルールの背景や個別項目の理解を促進する観点から、社内ルールの目的等に関する項目が設けられることが比較的多く見受けられます。その際、生成AIの利用についての会社のスタンス(積極的か、抑制的か等)、生成AIの利用方針、社内ルールの概要等が記載されることがしばしば見受けられます。

なお、企業においては、秘密情報や個人情報等に関する情報利用・管理に関する社内規程が存在していることが多く、生成AIに関する社内ルールにおいてはプロンプトへ入力する情報への制約が記載されることもあり、社内ルールと既存の社内規程との関係性について触れられることもあります。

また、前述のとおり、社内ルールは継続的な見直しをすることが重要であることから、社内ルールの策定後も継続的な改訂が得ることについて注意喚起するものも見受けられます。

3 使用を許可する生成AIサービス、対象者、用途等

社内ルールにおいては、適用対象が明確になるように、利用が許可される具体的な生成AIを特定する情報や、社内ルールの適用対象者(許可対象となる部署、従業員等の範囲^{注)14})についての記載がみられます^{注)15}。その際、実際に使用を許可する特定の生成AIサービスの特徴、リスクの概要についても触れられることもあります。すなわち、生成AIに関する社内ルールにおいては、必須ではありませんが、各個別のルール・条項について理解がしやすく

なるように、その前提となる生成AIの一般的な特徴、仕組み、(正確性に関するリスク、情報漏洩リスク、権利侵害リスク等の)法的リスクの概要についての記載がみられることがあります。さらに、当該法的リスクの記載を踏まえて、生成AIの利用場面・方法・用途に関する制約の概要についても記載されることがあります。

なお、比較的大規模の大きい会社においては、秘密保持、情報漏洩防止、入力情報の目的外利用の防止を含む情報の適正な管理等の観点から、セキュリティ確保や入力データの学習利用の防止等を求めて、生成AI提供事業者(ベンダー)との間で一括契約した生成AIサービスの利用のみを許可する例が比較的多くみられます。

4 生成AIへプロンプト入力を行う上での留意点

生成AIの利用自体に関する法的留意点については^{注)16}、大きく分けると、プロンプトの入力段階に関連する問題、生成AIの生成物の利用段階に関する問題等があることから、生成AIに関する社内ルールについては、それぞれの段階にわけて留意点が記載されることが、しばしば見受けられます。以下、生成AIへプロンプト入力を行う際の留意点として記載されることが多い事項の例を紹介します^{注)17}。

まず、秘密保持、情報漏洩の防止や情報の適切な管理(特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの禁止、個人データの第三者提供や「委託」該当性に関する問題等を含みます。PartIの第2参照)等の観点から、秘密扱い等を要する情報について、プロンプトの入力制限をする例が多く

注)14 生成AIの試験的な利用についての社内ルールの場合は、試験的な利用である旨及び試験的な利用の対象部署等が記載されることがあります。

注)15 なお、明記された生成AIサービス以外の利用を禁止する旨の記載とする場合、一方で、既存サービスの機能改善が行われることや新サービスが出される可能性も考慮して、利用対象となるサービスの追加を申請

できる旨を記載する場合もあります。

注)16 本記事では、学習段階の問題については、触れておりませんので留意ください。

注)17 なお、本記事は、生成AIの用途として、一般的な文章作成、要約、情報収集等を想定しており、コード作成等をするような状況は直接念頭にいません。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

みられます**注)18注)19**。例えば、顧客の氏名、住所、メールアドレスといった個人を特定できる又は個人を特定し得る情報**注)20**、プライバシーに関する情報、人事情報等を入力することを禁止する例がみられます。また、個人情報保護法の規制を意識して個人情報の目的外利用の禁止等を明示している例も見受けられます。さらに、社内にシステム等のユーザーID・パスワード・アクセスキーなどの認証情報の入力を禁止する例もみられます。加えて、自社の営業秘密やその他の秘匿すべき秘密(非公開情報、未公開情報(他部門への開示に制約がある情報、インサイダー情報等を含む))について入力禁止とする例が多くみられます。その際、用いる用語、定義、情報の利用範囲等については、自社における情報利用・管理に関する他の社内規程との調整も必要となることに留意が必要です。

なお、利用する生成AIサービスの特徴(学習への利用がないことや、データ保存の状況等)によっては、自社独自の情報のうち、秘密扱いするものであったとしても、機密のレベルが高くないものについては入力を許す扱いも考えられます。一方、他社からNDAやその他の契約の下で秘密保持義務を課されて開示された秘密情報については、PartIで述べられているように、第三者開示、委託者の負う秘密保持義務、秘密情報の目的外利用該当性といった問題に加え、契約ごとの秘密保持義務内容・制約のバリエーションの存在といった問題があり、生成AIの導入段階では、保守的に考え、まずは一律に入力を禁止する例がしばしばみられます。これらに加えて、契約において、情報・データの利用

目的、態様が具体的に限定されている情報についての入力禁止を記載しておくことも考えられます。

次に、PartIでも述べられているように、生成AIの利用については、第三者の著作権に対する侵害の問題があります。誤解を恐れず、簡潔にいうと、(被疑侵害物について)原著作物の創作性の認められる部分との関係で、依拠性と類似性が認められる場合には、権利制限規定の適用といったことがない限り、原則として著作権侵害となります。著作権保護期間内にある著作物の創作性の認められる表現そのものをプロンプトとして入力して利用する場合には、複製をしていることになり、複製権の侵害(そのものを入力しているので依拠性・類似性はある前提です)が問題となり得ます。

この点、権利制限規定である、著作権法30条の4では、「情報解析」、又は、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」(非享受目的)に該当する場合には、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」を除いて、著作物の利用は認められるとされています。上記のような生成AIへの入力行為は「情報解析」に該当するので原則として適法であるという議論がされていますが、本条項は「多数の著作物その他の大量の情報から」要素を抽出することが前提なので、一つの著作物といった少数の著作物をプロンプトに入力することが、「情報解析」に該当しない可能性があり得るとする議論もされています**注)21**。また、入力した著作物の本質的特徴が生成物に反映されそれを閲読することを狙って入力している

注)18 入力データが学習利用されてしまう生成AIサービスを利用する場合のみならず、学習利用されないサービス設計になっている生成AIサービスを利用する場合であっても、システム設計によっては情報漏洩のリスクが残る得ることから、入力禁止とする例がみられます。また、入力情報が学習に利用されず、かつ、監視等の目的でベンダーが情報取得することを停止している場合であっても、企業によっては、今後の実績や動向を踏まえた評価を必要とし、まずは入力禁止としつつ、今後、調整を検討するケースも見受けられます。

注)19 禁止事項を列挙するブラックリスト方式の場合や、入力を許す事項を列挙するホワイトリスト方式もあります。

注)20 PartIで述べられたように、第三者提供の問題が生じるのは個人データであって、個人情報そのものではないですが、保守的に個人情報の入力を

禁止する場合があります。メールアドレス自体は個人情報に該当しない場合もあり得ますが、入力を禁止している場合もみられます。また、業務効率化と漏洩リスクを考慮し、例えば、生成AIを社内会議の議事録の要約等に用いる場合を想定し、利用対象の生成AIの設計や会議内容によっては、自社の従業員の氏名の入力を許すことも考えられます。

注)21 松尾剛行「ChatGPTと法律実務—AIとリーガルテックがひらく弁護士／法務の未来」100頁(弘文堂、2023年)。一方で、学習済みデータ等と合わせれば、多数といえるという考え方もあり得ます(松尾剛行・同101頁(67))。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをとお受け頂ければと存じます。

ことが窺われる場合には、非享受目的に該当しない可能性があり得ます^{注)22}。

さらに、生成AIによる生成物が、既存の著作物と同一又は類似のものとなっている場合は、当該生成物の生成・利用が既存の著作物に関する著作権の侵害になる可能性^{注)23}もあります。

そこで、上記のような事情を考慮して、プロンプト入力段階で、著作権の侵害につながるようなプロンプト入力を禁止する例がしばしばみられます。例えば、当該入力対象となった他人の著作物と同一又は類似する生成物を生成する目的と受け取られるような内容はプロンプトとして入力行為自体を禁止することがあります。これには、プロンプトに既存の著作物、著作物名、著者名の入力を避けるように明記する規定が含まれます。

なお、生成AIの生成物を利用する際に、上記のような著作権侵害のリスクを減らす観点(事後的に侵害リスクの検証ができるようにする観点)、及び、PartIでも述べられているとおり、生成AIによる生成物について著作物性が認められない可能性があるところ、著作物性の判断にプラスとなるように「創作的意図」及び「創作的寄与」があることを示す観点等から、プロンプトの入力過程・入力内容の記録化の重要性を、社内ルールに記載することもあります。

これ以外にも、例えば、要配慮個人情報(例えば個人の病状等)の取得については、取得自体に制約があることから、個人情報の不適切な取得、取扱いにつながるようなプロンプト入力を禁止する旨を社内ルールに記載すること考えられます。

なお、既に述べたとおり、社内ルールについては継続的な見直しが想定されていますので、禁止事項の加除修正があり得ることが記載されることもあります。

5 生成AIの生成物を利用する場面での留意点

次に、生成AIの生成物を利用する場面での留意点の項目の代表例について以下紹介します。

まず、文章の生成AIは、大規模言語モデルの原理上、ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語を出力するものなので、生成物の内容が一見正しいようにみえても、誤った情報が含まれている可能性がありますので、生成物について、信頼のおける根拠、裏付けとなる事実・情報の有無の確認等を求める記載がみられます。

また、前述のとおり、生成物について、既存の著作物の創作的表現との間で類似性が認められ、かつ、仮に依拠性^{注)24}も認められる場合には、その利用は著作権侵害となり得ることから、生成物について、既存の著作物と類似していないかの確認を求める記載が社内ルールには多くみられます。例えば、インターネット検索等により、生成物が既存の著作物と同一・類似していないか調査を行うことや、著作権等の侵害の疑いが生じた場合には、法務部等にも確認することを求めることが記載されることがあります。

さらに、生成AIを利用して生成したキャッチコピーや商品名などを商用利用する行為は、第三者の商標権を侵害する可能性がありますのでJ-PlatPat等による登録商標の調査^{注)25}を行う^{注)26}ことを求める記載がよくみられます。また、侵害の疑いがある場合

注)22 松尾剛行・同95頁及び96頁

注)23 PartIにも記載されているように、依拠性については、定説がない状況ですが、プロンプトにおいて、具体的な著作物への言及がある場合には、依拠性を肯定する方向の要素となり得ます。

注)24 前述のとおり、依拠性については、定説がありません。

注)25 なお、本記事の対象とはしていませんが、画像生成AIを利用し、デザインを生成し、当該デザインを商品に利用しようとする場合には、登録意匠の調査等も必要となります。また、不正競争防止法上の、商品形態模倣や商品等表示に関する規制も考慮が必要となります。

注)26 商標権の侵害は、著作権の場合と異なり、依拠性は要件となっていないことから、生成AIの生成物が、偶然既存の商標と同一・類似している場合でも、指定商品又は役務(類似を含む)について、商標の使用をする場合には、差止請求等の対象となります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

には、法務部等にも確認することを求めることが記載されることがあります。

加えて、生成物の表現内容に、第三者の名誉権やその他の人格権の侵害となるよう内容が含まれていないか、差別や偏見につながる表現やその他の社会的に不適切な表現が含まれていないか、個人情報が含まれていないか等について、特に生成物の対外的な利用が想定される場合には、慎重に検討しておく必要があります、かかる旨を社内ルールに記載しておくことも重要です。

なお、上記の記載とは少し方向性が異なるものの、PartIでも述べられているとおり、生成物には著作権が発生しない可能性があるところ、生成物の著作物性の判断にプラスとなるように、人間の「創作意図」及び「創作的寄与」があることを示す観点から、生成された著作物を一定程度、加筆・修正をして用いることを推奨するような記載をしておくことも考えられます。

そのほかの留意点としては、生成AIのサービス利用規約や、生成AI提供事業者との契約において、生成物の利用について一定の制約が定められている場合を想定した記載をすることが考えられます。例えば、生成AIを用いた生成物についてその旨を記載することが求められている場合や、一定の用途（例、法律違反や社会的に不適切な用途等）での生成AIの利用が禁止されていることがありますので、利用許可の対象となっている生成AIによっては、これらの事項について社内ルールで言及しておくことが考えられます。

6 推奨する利用方法

社内ルールに必須な記載ではありませんが、社内ルールによっては、生成AIの効率的な利用方法について、具体例を記載しておき、社内における業務効率化や、生成AIへの理解の促進を目指すものも見受けられます。

例えば、文書作成の補助（例、要約、言い換え、翻訳）に適し

ている旨や、アイデアだし（壁打ち）に適している旨を記載する例が見受けられますし、また、有効なプロンプトの入力に関して、例えば、質問の前提や内容を具体化すること（例、前提条件、回答の立場、出力の形式の指定等）や、プロンプトを重ねてゆき、回答を改善してゆく方法について記載されることもあります。

なお、当該項目は、利用対象となっている生成AIの特徴に合わせる必要があること、生成AIの機能改善が生じることが想定されること、社内における事例の集積も期待できること等から、当該項目を仮に記載する場合でも、改訂をしてゆくことが重要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

ビジネスと人権に関する国際的な動向と日本企業の対応



大江橋法律事務所 弁護士
橋本 小智

▶ PROFILE

kochi.hashimoto@ohehashi.com

第1 はじめに

2022年9月、日本政府は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下「日本版人権尊重ガイドライン」といいます。)を公表しました。このガイドラインは、サプライチェーンにおける人権について、企業に対して具体的な取組みを促すものです。ガイドラインの公表を契機として、日本でも「ビジネスと人権」に対する取組みが広がっていますが、諸外国に目を向けるとこの分野での動きは一段と拡大しています。

日本におけるビジネスと人権の分野においては、法的な規制ではなく、このようないわゆるソフトロー・アプローチが主流ですが、欧米を中心に法令による規制が広がってきており、国際的にビジネスを展開する日本企業にとっても無視できない課題となっています。そこで本稿では、ビジネスと人権の分野の発展の経緯を振り返った後、諸外国における人権デュー・ディリジェンスについての取組みを紹介した上で、日本企業としてどのような対応が必要かについて説明していきたいと思います。

第2 国際的な流れ

ビジネスと人権についての近年の動向の1つの出発点とされているのが、2011年に国際連合において採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」です。この指導原則は、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスの3つの柱に基づいており(指導原則1から31)、国際的な企業活

動における人権保護の基本的な指針となっています。

このうち企業の責任について、企業には、自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合には対処することが求められています。また、たとえ自身がそのような影響を助長していない場合であっても、取引関係により、企業の事業、製品又はサービス直接に繋がっている人権への負の影響を防止又は軽減するように努めることが求められています(指導原則13)。

企業がこのような責任を果たすプロセスとして、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンスの実施、③人権への負の影響からの是正を可能とする救済メカニズムの構築が含まれるとされています(指導原則15から22)。

第3 国際的な立法の状況

1 諸外国の立法状況

近年、欧州を中心として、企業の人権尊重についての取組みに関する立法(サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの実施や開示を義務付ける立法など)が年々増加しています。このような人権デュー・ディリジェンス等を義務付ける各国の立法例としては、以下のようなものが挙げられます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【諸外国の立法例】

国	名称(施行年)	概要
アメリカ (CA州)	サプライチェーン 透明化法(2012年)	対象となる企業に対し、奴隷労働や人身取引を根絶するための取組みに関する情報を消費者に開示することを義務付ける。
英国	現代奴隷法(2015年)	対象となる企業に対し、奴隷労働や人身取引の防止のための声明の公表等を義務付ける。
フランス	親会社及び発注会社の注意義務に関する法律(2017年)	対象となる企業に対し、人権・環境リスクを特定し、人権侵害を軽減すると共に、その継続的な実施を監視するための措置等を記載した計画書を公表し、実施することを義務付ける。
オーストラリア	現代奴隷法(2019年)	対象となる企業に対し、現代奴隷や人身取引等の防止のための取組みに関する報告書の提出を義務付けている。
オランダ ^{注1}	児童労働デュー・ディリジェンス法(2019年成立、未施行)	対象となる企業に対し、サプライチェーン上の児童労働に係るデュー・ディリジェンスの実施を義務付ける。
スイス	児童労働及び紛争鉱物に関する透明性とデュー・ディリジェンスに関する法律(2022年)	対象となる企業に対し、紛争鉱物と児童労働に関する方針の策定、デュー・ディリジェンスの実施、サプライチェーンにおけるトレーサビリティシステムの構築、苦情処理措置の構築、リスク管理体制の構築、実施状況の報告等を義務付ける。
ノルウェー	ノルウェー透明化法(2022年)	対象となる企業に対し、OECD多国籍企業行動指針(OECD行動指針)に従った

		人権及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に関するデュー・ディリジェンスの実施、説明・公表、情報開示要求への対応等義務付ける。
ドイツ	サプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンス義務に関する法律(2023年)	対象となる企業に対し、サプライチェーンにおける人権・環境デュー・ディリジェンスの実施、リスク管理体制の構築、苦情処理手続の確立、報告の実施等を義務付ける。
カナダ	サプライチェーンにおける強制労働及び児童労働の防止に関する法律(現代奴隷法)(2024年)	対象となる企業に対し、自社及びそのサプライチェーン上での強制労働・児童労働リスクに関する報告・開示を義務付ける。

対象となる企業の要件は国によって様々ですが、多くの国の法令において、立法国において一定規模の事業活動を行っている企業を対象としており、人権(及び一部の国においては環境)デュー・ディリジェンスの実施や救済メカニズムの構築、情報の開示等を定めるものが一般的と考えられます。

2 EU

このような各国の立法に加え注目されているのが、2022年2月23日に、欧州委員会が公表した「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案(Directive on corporate sustainability due diligence)」(以下「EU指令案」といいます。)です。EU指令案は、EU域内で一定の活動をする企業、すなわち①EU域内の従業員数500人以上、世界における純売上高が1億5000万ユーロ

注1 オランダでは現在、より広範なデュー・ディリジェンス義務を定める人権・環境デュー・ディリジェンス法の立法手続きが進んでいる。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

以上の企業（発効から2年後には、従業員数250人以上で、世界における純売上高が4000万ユーロ以上で、うち50%以上を繊維、農業、または鉱物等のハイリスクセクターからの売上が占める企業も対象となる予定）と、②EU域外の企業でEU域内の純売上高が1億5000万ユーロ以上の企業（発効から2年後には、EU域内の純売上高が4000万ユーロ以上の企業）に人権デュー・ディリジェンスの実施を義務付けるものです。同指令案の適用対象となる企業は、バリューチェーン（サプライヤーのみでなく顧客を含む直接・間接の取引関係全体を指す概念）について、人権や環境関連のリスクを特定し、防止または最小化するためのリスクマネジメントシステムを構築し、予防・是正措置の実施、苦情処理手続の策定や定期的な報告等を行う必要があります。

EU指令は、加盟国の企業や一般市民に直接的な効果を持つものではなく、指令で定められた期間までに各加盟国における立法措置を経て、各国法として施行されます。今回のEU指令案は、現在EUで立法に向けた手続が進められているところですが、2023年12月14日に、EU上院の役割を担うEU理事会とEU下院の役割を担う欧州議会が政治的合意に達したとの報道がありました^{注2}。今後、承認手続に入り、2024年に正式な指令として発効した場合、2026年までに各国が国内法化の対応をすることになります。

3 アメリカ（連邦政府）

アメリカでは、連邦政府レベルで人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法律はありませんが、輸出管理や輸入規制において人権保護を取り込む対応が行われています。例えば、輸入規制に関しては、1930年関税法307条に基づき、強制労働に依拠した製品の輸入を差し止める違反商品保留命令（WRO）が発令されています。2021年12月には、中国の新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止するウイグル強制労働防止法（UFLPA）が成立し、同法に基づく輸入禁止措置により、2023

年4月の段階で3500件以上の貨物が差止めの対象になっています^{注3}。

4 条約

この他に国際的な法整備という文脈の中で注目されているのが、条約締結に向けた動きです。企業の活動を国際人権法の観点から規制する枠組みの策定を目的として、2014年の国連人権理事会の決議により、「ビジネスと人権」に関する条約の締結を目指した政府間作業部会が設置されました。2018年7月に条約案の第1次草案（Zero Draft）が公表された後、各国による交渉が進められています。2022年秋以降、第3次改訂草案を基にした議論が行われており、直近では2023年10月に政府間ワーキンググループでの議論が行われました。これは国連指導原則をさらに推し進め、各締約国が、企業に対してデュー・ディリジェンス義務を課すことを求めるもので、その動向が注目されています。

第4 日本企業のリスクと対応

このような国際的な状況は日本企業にどのような影響を及ぼすのでしょうか。上記のとおり人権デュー・ディリジェンスに関連する法令の適用範囲は国により異なるものの、立法国において一定規模の事業活動を行っている企業であれば外国企業も対象とされるのが一般的です。例えば、EU指令案では、従業員数と純売

注2 日本経済新聞 電子版「EU、企業に供給網の「人権・環境リスク管理」を義務化」（2023年12月15日）
（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR14CQ80U3A211C2000000/>）

注3 日本貿易振興機構「サプライチェーンと人権」に関する 政策と企業への適用・対応事例（改訂第八版）
（https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/136c666a3a6cfcc4/20230008rev1.pdf）61頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

上高が一定の閾値を超えるEU域内の企業及びEUで活動をするEU域外の企業を対象としています。そのため、国際的にビジネスを展開する日本企業の中には、現地法人を持っていない場合であっても、ビジネスと人権に関する外国法令の適用を受ける企業も多いと考えられます。法令の適用対象となる企業（以下「適用対象企業」といいます。）については、これに違反した場合、当該法令が定める制裁が課されることになります。もっとも、このような法令が直接は適用されない企業であっても、サプライチェーンを通して間接的に法令の影響を受ける可能性は十分にあります。以下では、法令の適用対象企業と適用を受けない企業に分けて、リスクと対応策についてご説明します。

1 適用対象企業のリスク

各国の法令において、適用対象企業が法令上の義務に違反した場合、当該法令の定めに従い、処分や制裁が科されるリスクが生じます。例えば、ドイツのサプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンス義務に関する法律（Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten）では、同法の定めるデュー・ディリジェンス義務に違反した企業には、最大80万ユーロ又は年間売上高の最大2%の過料が科される（同法24条）ほか、過料の金額が一定額を超える場合には、最大3年間、公共調達から排除される可能性があります（同法22条）。また、米国では、2021年に日本企業が綿製品を輸入しようとした際に、強制労働が疑われる新疆ウイグル自治区産の綿が使用されていたとして、輸入禁止措置を受けた事案があります（なお、企業側は、製品の生産過程において強制労働が確認された事実はないと主張しましたが、証拠不十分としてその主張は退けられています。）。

さらに、各国における「ビジネスと人権」に関する訴訟の増加も無視できないものであり、企業は経済的なリスクだけでなく、レピュテーションリスクにも直面しています。例えば、2023年4月、ドイツ

において、施行されたばかりのサプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンス義務に関する法律に基づき、人権保護団体が多国籍企業に対して、ドイツ国外のサプライチェーンにおける人権侵害に関する訴訟を提起しました。このような訴訟は、単なる訴訟における勝訴が目的ではなく、むしろ訴訟を契機として当該企業や社会全体に対して問題提起することを目的とする性格を有することが一般的です。訴訟を提起された企業は、自社のサプライチェーン上の人権問題に対処する必要性が生じるだけでなく、そのような問題となり得る事象を発見できなかったか、あるいは放置していたことに対して法的責任を問われ、社会的批判を浴びる可能性があります。このような訴訟の存在は、企業にとって取引先からの契約拒絶や不買運動を引き起こす可能性のあるレピュテーションリスクを招くこととなります。このようなレピュテーションリスクもまた、想定される重要なリスクになると考えられます。

2 各国法の適用対象ではない企業のリスク

各国法の適用対象ではない企業には、法令による処分や制裁がなされることはありませんが、これらの企業も、適用対象企業との契約を通じて法令の影響を受ける可能性があります。すなわち、人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法令においては通常、適用対象企業が、サプライチェーンにおける人権リスクに対して予防策を講じることが求められます。そして予防策の内容として、適用対象企業が取引先との契約において、人権デュー・ディリジェンスを適切に実施するための条項（いわゆるサステナビリティ条項）を導入することが一般的です。サステナビリティ条項の具体的な内容としては、①サプライヤーが発注企業の人権ポリシーに従った行動をすること、②サプライヤーが人権デュー・ディリジェンスを実施すること、③サプライヤーが人権リスクを発見した場合には報告・是正措置をすること、④必要に応じて発注企業による調査・監査を受け入れること、⑤サプライヤーによる違反があった場合、発注企業が是正措置の要求を認めること、⑥サプラ

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

イヤーが是正措置要求に応じない場合、契約の解除を認めること、⑦サプライヤーに一方的な責任転嫁が生じないようにすること、⑧各取引先（サプライチェーンのさらに上流の企業）との間で同様の人権条項を合意すること、などが含まれるとされています。これにより、サプライチェーン内の各企業にも法令の内容が契約を介して影響を及ぼし、サプライチェーン全体において、法令の要求する人権デュー・ディリジェンスの実施・協力が求められるのです。

容を自社の取組みに反映させていくことになります。

以上

3 具体的な対応

このように法令の適用の有無により状況が大きく異なることから、自社にどの国の法令が適用されるのかを把握することが重要となります。上記のとおり各国の法令の適用範囲は様々であることから、まずは自社の諸外国での活動範囲（事業展開の実態やサプライチェーンの状況など）を十分に洗い出すことが必要です。諸外国の法令の中には適用範囲が相当広いものもあることから注4、各国法令の適用条件やビジネスと人権に関する規制について広めに調査を行い、可能性のある国ごとに法令の詳細な調査を進めていきます注5。これらの調査は地道な作業になりますが、自社の方針を定める上でとても重要になります。

他方で、実践の段階について考えると、どの法令もその根底に想定している人権の概念や人権デュー・ディリジェンスの内容は基本的に同様です。そのため、日本版人権尊重ガイドラインに沿った人権デュー・ディリジェンスのプロセス構築が、各国法令への対応にも生きてくることになります。同ガイドラインは人権デュー・ディリジェンスを含む人権尊重の取組みについて、日本で事業活動をする企業の実態に即した具体的な説明がなされていることから、同ガイドラインに即した取組みを進めると同時に、上記の各国の法令適用調査の結果を踏まえて、諸外国の法令のうち自社への適用可能性があるものについては、その義務内

注4 例えば、オランダの児童労働デュー・ディリジェンス法はオランダ市場に製品やサービスを提供・販売する全ての企業（外国企業も含む）を対象としています。

注5 具体的な調査の手掛かりとしては、前掲注2のレポートを含む日本貿易振興機構による調査レポート
(https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/)やBusiness & Human Rights Resource CentreのWebサイト
(<https://www.business-humanrights.org/en/>)
(一部の記事には日本語訳もあり)などが役に立つと思われます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。